

条 例 見 直 し 調 書

		作成年度	令和4年度	次回見直し予定	令和9年度
条 例 名	神奈川県歯及び口腔 <sup>くわう</sup> の健康づくり推進条例				
条 例 番 号	平成23年神奈川県条例第1号	法 規 集	第8編第7章第3節の2		
所 管 室 課	健康医療局保健医療部健康増進課				
条 例 の 概 要	<p>歯及び口腔の健康づくりが、生活習慣病の予防その他の全身の健康の保持増進に重要な役割を果たすことに鑑み、歯及び口腔の健康づくりについて、基本理念を定め、県民、県、歯科医師等の責務並びに教育関係者等、医療保険者及び事業者の役割を明らかにするとともに、歯及び口腔の健康づくりに関する施策の基本となる事項を定めている。</p>				
検 討	視 点	検 討 内 容			備 考
	必要性 （現在でも必要な条例か。）	<p>歯及び口腔の健康づくりは、生活習慣病の予防その他の全身の健康の保持増進に重要な役割を果たすものであり、県民の歯及び口腔の健康づくりに係る関係者の役割や県の基本的施策等を定める本条例は、必要な条例である。</p>			
	有効性 （現行の内容で課題が解決できるか。）	<p>本条例に基づき、神奈川県歯及び口腔の健康づくり推進計画を策定し、効果的な施策や、市町村・関係団体等と連携した取組みを推進しており、有効に機能している。</p> <p>しかし、新型コロナウイルス感染症の蔓延や災害等を踏まえた基本的施策の位置づけ、歯及び口腔の健康が全身の健康に影響を与えることの明確化などにより、さらに効果的に歯及び口腔の健康づくりを推進していけるよう、条文の改正や追加を検討する必要がある。</p>			
	効率性 （現行の内容で効率的といえるか。）	<p>本条例及び歯及び口腔の健康づくり推進計画に基づき、計画的に施策を推進しており、また、神奈川県歯及び口腔の健康づくり推進協議会において、施策の実施結果等についての意見聴取や評価を受けるなど、効率的に推進している。</p>			
	基本方針適合性 （県政の基本的な方針に適合しているか。）	<p>「かながわグランドデザイン」実施計画の主要施策として「歯及び口腔の健康づくりの推進」が位置づけられており、県政の基本方針に適合している。</p>			
	適法性 （憲法、法令に抵触しないか。）	<p>本条例は、県民の歯及び口腔の健康づくりを推進するため、総合的かつ計画的に施策を実施するために定めたものであり、歯科口腔保健の推進に関する法律の基本理念とも合致しており、憲法、法令に抵触しない。</p>			
	その他	<p>近年の歯科保健の在り方等の変化を勘案し、用語等規定の整備を検討する必要がある。</p>			
見直し結果	<p>1 改正・廃止及び運用の改善等の必要はない。</p> <p>2 改正・廃止の必要はない。運用の改善等を検討する。</p> <p>3 改正を検討する。運用の改善等の必要はない。</p> <p>4 改正及び運用の改善等を検討する。</p> <p>5 廃止を検討する。</p>	<p>理 由 等</p> <p>新型コロナウイルス感染症の蔓延や災害等を踏まえた基本的施策の位置づけ等、さらに効果的に歯及び口腔の健康づくりを推進していけるよう、改正を検討する必要がある。</p>			